

株主各位

2026年6月3日  
太平洋工業株式会社

## 端数株式処分代金のお支払いに関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、2026年3月24日開催の臨時株主総会におきまして、当社普通株式27,814,216株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関する議案をご承認いただきました。これに伴い、2026年4月13日をもって当社普通株式は上場廃止となり、また、本株式併合の効力発生日である2026年4月15日をもって、株式会社CORE以外の株主の皆様が所有する株式は、1株未満の端数となりました。本株式併合の結果生じました1株未満の端数株式につきまして、このたび岐阜地方裁判所大垣支部により、その合計数に相当する株式を任意売却することの許可が得られ、その売却によって得られた金銭を株主の皆様にお支払いすることになりました。

つきましては、この売却により得られた処分代金を、端数株式の割合に応じ下記のお支払い方法にてお取り扱いさせていただきますのでご案内申し上げます。

なお、端数株式処分代金のお支払いに関して、株主様に課税が生じる可能性がございますが、課税に関するお問い合わせは所轄の税務署または税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、これまでの当社へのご支援に、心より御礼申し上げますとともに、今後もこれまでと変わらぬご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

### 1. お支払いする金額

本株式併合前に株主の皆様が有しておりました当社普通株式の数に、公開買付価格と同額の3,036円を乗じた金額に相当する金銭を株主様に交付いたします。株主様へのお支払い金額につきましては、7月8日発送予定の「交付金銭計算書」をご確認ください。

### 2. 端数株式処分代金のお支払い方法

#### ① 配当金の口座振込のご指定が無い株主様

- ア. 7月8日発送予定の「交付金銭領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局(銀行代理業者)のお取扱窓口でお受け取りいただくことになります。なお、お支払い期間は2026年7月9日から2026年8月10日までとなりますので、お早めにお受け取りくださいますようお願い申し上げます。
- イ. 口座振込のご指定がなく、お支払い額が50,000円以上となる法人株主様におかれましては、追って郵送されます「通常現金払(払出証書)」により、ゆうちょ銀行または郵便局(銀行代理業者)のお取扱窓口で、お受け取りくださいますようお願い申し上げます。払出証書につきましては、お手元に届くまで多少日数を要しますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### ② 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」とされている株主様

端数株式処分代金を証券会社口座へお振込みすることができませんので、①と同様に、「交付金銭領収証」にてお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

#### ③ 配当金の銀行口座振込をご指定されている株主様

2026年7月9日にご指定の口座にお振込みいたします。

なお、ご指定の口座へお振込みができなかった場合は、上記①イ.と同様の方法でお支払いいたします。

### 3. お問い合わせ先

ご不明な点につきましては、以下のお問い合わせ先までご連絡ください。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-232-711 (フリーダイヤル)

利 用 時 間：土・日・祝日等を除く9:00~17:00

以上